

関東加東応援団規約

(設置)

第1条 関東加東応援団（以下「本団」という。）は、加東市と本団の会員（以下「会員」という。）、又は会員相互の情報交換及び親睦を図ることにより、会員のふるさと加東への愛着を深めるとともに、誇りを高め、もって加東市のさらなる発展に寄与するために設置する。

(事業)

第2条 本団は、次の事業を実施する。

- (1) 会員相互の親睦及び交流活動に関すること。
- (2) 加東市と会員又は会員相互の情報交換に関すること。
- (3) その他本団の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会員資格及び種別)

第3条 会員は、関東地方に在住する加東市の出身者又は縁故者個人とする。

(会費)

第4条 会員は、年会費を本団の総会（以下「総会」という。）開催時に納入するものとする。ただし、年会費の額は、総会前の理事会で決定するものとする。

(会員の資格喪失)

第5条 会員が次の各号の一に該当した場合は、本団の理事会（以下「理事会」という。）において出席理事総数の3分の2以上の議決を得たのち、会員資格を喪失させることができるものとする。

- (1) 本団の規約等に違反したとき
- (2) 会費を2年分以上納入しないとき

(役員)

第6条 本団に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
- (2) 監事 2人以上

2 理事のうち、1人を会長、1人を副会長とする。

(選任)

第7条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 各役員が前条第1項に定める定数を下回った場合は、前項の規定に関わらず、理事会の議決により選任することができる。この場合において、当該理事会開催後、最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

3 会長は、理事会において理事の互選により定める。

4 副会長は、会長が選任する。

(職務)

第8条 会長は、本団を代表し、団務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、本団の会計を監査する。
- 4 理事は、理事会を構成し、本団の運営にあたる。

(任期)

第9条 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により補充した役員の任期は、前項の規定に関わらず、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 本団に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、本会の発展及び円滑な運営に特に必要であると認められる者とし、理事会が推薦し、会長が指名する。
- 3 理事会は顧問に対し、重要事項について諮問することができる。

(会議)

第11条 本団の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会)

第12条 通常総会は、年1回会長が招集し、開催するものとする。

- 2 会長は、前項以外に総会の開催が必要と認める場合は、臨時に総会を開催することができる。
- 3 次の各号に掲げる事項は、総会に付議し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 収支決算に関すること。
 - (2) 収支予算に関すること。
 - (3) 事業実績に関すること。
 - (4) 事業計画に関すること。
 - (5) 第7条第2項後段に関すること。
 - (6) 本規約の改廃に関すること。

(理事会)

第13条 理事会は、年1回総会前に会長が招集し、開催するものとする。

- 2 会長は、前項以外に理事会の開催が必要と認める場合は、随時、理事会を開催することができる。
- 3 理事会に付議すべき事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 本団の団務執行に関する重要な事項

(議長)

第 14 条 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長の委任を受けた理事が代行することができるものとする。

(議決)

第 15 条 総会及び理事会の議決は、特段の定めがある場合を除き、出席者の過半数の賛同をもってこれを決する。

(収入)

第 16 条 本団の経費は会費、協賛金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。

(事務局)

第 18 条 本団の事務局は、加東市役所に置く。

(補則)

第 19 条 本規約に定めるもののほか、本団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成23年8月22日から施行する。

(会計年度の特例)

2 この規約の施行後最初の会計年度については、第17条の規定に関わらず、この規約の施行日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。